○国土交通省告示第四百二十八号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年国土交通省告示第八百六十五号）の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示

船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年国土交通省告示第八百六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第２　経営力向上に関する目標 １　（略） ２　経営目標 イ・ロ　（略） ハ　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 ・　中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	第２　経営力向上に関する目標 １　（略） ２　経営目標 イ・ロ　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十九号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針等の一部を改正する告示

（貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針の一部改正）

第一条　貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年国土交通省告示第八百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第３　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略）	第３　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略）